令和6年11月25日

千葉県知事

熊谷 俊人

法人の名称

公益財団法人猪之鼻奨学会

代表者の氏名 白澤 浩

#### 変更届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項に掲げる変更をしたので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

	変更に係る	事項	変更の理由	変更年月日		
区分	変更後	変更前	复史の连田	変更年月日 		
カ	評議員7名	評議員6名	任期満了に伴う退任補充	令和6年6月11日		
カ	別添役員名簿のとおり	別添役員名簿のとおり	任期満了に伴う退任補充	令和6年6月11日		

- 注 「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を選択すること。
  - ア 名称又は代表者の変更
  - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「規則」という。) 第7条第1号に掲げる都道府県の区域の変更又は事務所の所在場所の変更
  - ウ 規則第7条第2号に掲げる事務所の所在場所の変更
  - エ 規則第7条第3号に掲げる公益目的事業又は収益事業等の内容の変更
  - オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項第3号に掲げる定款の変更
  - カ 理事(代表者を除く。)、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
  - キ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
  - ク 事業に必要な許認可等の変更

# 現在事項全部証明書

会社法人等番号	0 4 0 0 - 0	) 5 – 0	1 6	7 9	8					
名 称	公益財団法人	人猪之鼻	奨学:	—— 会						
主たる事務所	千葉市中央B 部内	三玄鼻一	丁目	8番	1号	 千葉大学医学				
法人の公告方法	所に掲示する	る方法に	より	行う。		D見やすい場 s h o u g a	令和	1年1	1月2	23日変
法人成立の年月日	ku. jp/ 昭和21年9	/ins.	/				令和	2年	9月	3日登
(公人)及业(0) 牛) ] 自	四个21十分	17123								
目的等	び薬学の研究 次の事業を行 (1)医学及 (2)医学部 げた学	党を奨励 テう。 及び薬学の 部及び薬学の 学生に学	する。の研究学者を含め	ことを究事に対している。	を目的責の個生にし	大礼を永遠に 内とするとと 優秀な者に研 、て修学中途 上記の目的	もに、その 究費を補助 に事故等ん	D目的を か こより学	·達成す	っるため、
役員に関する事項	評議員	田	邊	政	裕		令和	6年	6月1	1日重作
							令和	6年1	1月	5日登記
	評議員	清	水	栄	司		令和	6年	6月1	1日重任
The state of the s							令和	6年1	1月	
	評議員	戸	井	田	敏	彦				5日登記 1日重任
	評議員	戸	井	田	敏	彦	令和	6年 	6月1	
	評議員	戸伊		田素		彦	令和  令和	6年  6年1	6月1  1月	1日重任
						彦	令和  令和 	6年 6年1 6年1	6月1  1月 6月1	1日重任
	評議員		藤	素	行		令和 一一 令和 一一 令和	6年 6年1 6年 6年1	6月1 1月 6月1  1月	1日重任5日登記
	評議員	伊	藤	素	行		令和 一一一 令和 一一一 令和 一一一	6年 6年1 6年 6年1	6月1 1月 6月1  1月	1 日重任 5 日登記 1 日重任 5 日登記
	評議員	甲	藤賀	素	行を		令和 一令和 令和 一令和 一令和 一令和	6年 6年1 6年1 6年1	6月1 1月 6月1  1月 6月1 1月	1 日重任 5 日登記 1 日重任 5 日登記 1 日就任

	評議員	山崎真	: E	令和 6年 6月11日就任
				令和 6年11月 5日登記
40.4	千葉県四街道市			令和 6年 6月11日重任
	代表理事	白 澤	浩	令和 6年11月 5日登記
	理事	白 澤	浩	令和 6年 6月11日重任
				令和 6年11月 5日登記
	理事	市川智	彦	令和 6年 6月11日重任
				令和 6年11月 5日登記
	理事	山口直	. 人	令和 6年 6月11日重任
				令和 6年11月 5日登記
	理事	上 野 光		令和 6年 6月11日重任
				令和 6年11月 5日登記
	理事	諏 訪 園	靖	令和 6年 6月11日重任
				令和 6年11月 5日登記
	理事	安 西 尚	彦	令和 6年 6月11日就任
				令和 6年11月 5日登記
	監事	森 部 久	仁 一	令和 6年 6月11日重任
				令和 6年11月 5日登記
	監事	高橋和	久	令和 6年 6月11日重任
				令和 6年11月 5日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年11月20日 千葉地方法務局 登記官

檜 川 博 昭



# 履歴事項全部証明書

会社法人等番号	0 4 0 0 -	0 5 - 0 1	67	9 8						
名 称	公益財団法。	人猪之鼻绀	——— <b>美学会</b>							
主たる事務所	千葉市中央[ 部内	区亥鼻一、	「目8ā	番1号=	<b>千葉大学医</b> 学	<b>E</b>				
法人の公告方法	電子公告及で 所に掲示する h t t p: /	る方法に。	より行	う。			1年1	1月	2 3 1	3変更
	ku. jp.			ıı a – ;	snouga	2 12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2年	9月	3 F	登記
法人成立の年月日	昭和21年	9月25日	3							
目的等	び薬学の研究 次の事業を (1)医学 (2)医学 げた	究を奨励す 行う。 及び薬学の 部及び薬学 学生に学	トるこ。 の研究 学部の 費を貸	とを目的 事績の例 学生にし ち	大礼を永遠に りとするとと 優秀な者に研 一て修学中道 上記の目的	:もに、その 「究費を補助 会に事故等に	0目的を カ こより学	と達成で	する <i>†</i> 欠乏を	eめ、 e告
役員に関する事項	評議員	野	村	文夫		令和	2年	6月	2 2 E	1重任
						令和	2年	9月	3 E	
							2年 6年			
						令和		6月	1 1 E	- — — 3 登記 3 退任
	評議員	<u> </u>	邊口	<b>数</b> 裕		令和 一一一一 令和	6年 	6月 ——— 1月	1 1 E	日 登記 日 退 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	評議員	田	邊』	<b>效</b> 裕		令和 一一一 令和 令和	6年  6年1	6月 1月 6月:	1 1 E	3 登記 3 退任 3 登記 3 登記 4 重任
	評議員		邊道			令和 一一一 令和 一一一一 令和	6年 6年1 2年	6月 1月 6月: 9月	1 1 E 5 E 2 2 E 3 E	3 退任 3 退任 3 登記 3 重任 4 三 3 登記
						令和 一一一 令和 一一一 令和 一一一	6年 6年1 2年 2年	6月 1月 6月: 9月	1 1 E	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
		Ħ	邊口			令和 一一一 令和 一一一 令和 一一一	6年 6年1 2年  2年 6年	6月 1月 6月 9月 6月 1月	1 1 E 5 E 5 E	3 退任 3 退任 3 登記 3 重任 3 章至 4 章至 4 章至 5 章至 6 章章
	評議員	Ħ	邊口	<b>数</b> 裕		令和 一个和 令和 一个和 一个和 一个和	6年 6年1 2年 2年 6年1 6年1	6月 1月 6月 9月 6月 1月	3 E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	3 退任 3 退任 3 登記 3 重任 3 登記 4 重任 3 登記 4 重任 4 3 登記
	評議員	田 清	邊』	<b>対</b> 裕		令和 一令和 一令和 一令和 一令和 一令和	6年 6年1 2年 2年 6年1 2年	6月 1月 6月 9月 6月 1月 6月 9月	5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

評議員	戸	井	田	敏	彦		令和	2年 6月22日重任
							令和	2年 9月 3日登記
評議員	戸	井	田	敏	彦		令和	6年 6月11日重任
							令和	6年11月 5日登記
評議員	伊	藤	素	行_			令和	2年 6月22日就任
							 令和	2年 9月 3日登記
評議員	伊	藤	素	行			令和	6年 6月11日重任
							 令和	 6年11月 5日登記
評議員	石	橋	正	己			令和	2年 6月22日就任
							 令和	 2年 9月 3日登記
							令和	6年 6月11日退任
							 令和	 6年11月 5日登記
評議員	諏	訪	園	靖			令和	2年 6月22日就任
							 令和	 2年 9月 3日登記
							令和	4年 6月27日辞任
							令和	
評議員	甲	賀	か	を	ŋ			6年 6月11日就任
								 6年11月 5日登記
評議員	中	田	老	明				6年 6月11日就任
и вх х		р.,		73				
評議員	Щ	岭	育	Р.	,			6年 6月11日就任
可成只	Щ	ᄣᄗ	六	L				 6年11月 5日登記
工 本 旧 羽 十 昭 7	七老のも	-t	T P '	2 _ /	2	0.4.2.1		
千葉県習志野 代表理事	事奏の4	橋	和	<u>久</u>	<u> </u>	2421		2年 7月21日就任 
								2年 9月 3日登記
								4年 6月27日退任 
							令和	4年10月27日登記

千葉県四街道 代表理事	市つくし座1- 白 澤		令和	4年 8月	3日就任
八衣庄事	口	<u> </u>	令和	4年10月2	7日登記
	市つくし座1-		令和	6年 6月1	1日重任
代表理事	白 澤	浩	令和	6年11月	5 日登記
理事	鈴 木 信	夫	令和	2年 6月2	2日重任
			令和	2年 9月	3 日登記
			令和	4年 6月2	7日退任
			令和	4年10月2	 7日登記
理事	白 澤	浩	令和	2年 6月2	2日重任
			令和	2年 9月	3 日登記
理事	白 澤		令和	4年 6月2	7日重任
			令和	4年10月2	7日登記
理事	白 澤	浩	令和	6年 6月1	1日重任
			令和	6年11月	5日登記
理事	市川智	彦	令和	2年 6月2	2日重任
			令和	2年 9月	 3 日登記
理事	市川智		令和	4年 6月2	7日重日
			令和	4年10月2	 7日登記
理事	市川智	彦	令和	6年 6月1	1日重任
			令和	6年11月	5 5 日登記
理事	山口直	人	令和	2年 6月2	2日重任
			令和	2年 9月	3 日登記
理事	山口直	人	令和	4年 6月2	7日重任
			令和	4年10月2	---- 7 日登記
理事	山口直	人	令和	6年 6月1	1日重任
			十一一 令和	 6年11月	 5 日登記

理事_	高橋和久	平成30年 6月27日重任
		平成30年10月10日登記
		令和 4年 6月27日退任
		令和 4年10月27日登記
理事	上 野 光 一	令和 2年 6月22日就任
		令和 2年 9月 3日登記
理事	<u>上 野 光 一</u>	令和 4年 6月27日重任
		令和 4年10月27日登記
理事	上 野 光 一	令和 6年 6月11日重任
		令和 6年11月 5日登記
理事	瀧口正樹	令和 4年 6月27日就任
		令和 4年10月27日登記
		令和 6年 6月11日退任
		令和 6年11月 5日登記
理事	諏 訪 園 靖	令和 4年 6月27日就任
		令和 4年10月27日登記
理事	諏 訪 園 靖	令和 6年 6月11日重任
		令和 6年11月 5日登記
理事	安 西 尚 彦	令和 6年 6月11日就任
		令和 6年11月 5日登記
監事	瀧口正樹	令和 2年 6月22日重任
		令和 2年 9月 3日登記
		令和 4年 6月27日退任
		令和 4年10月27日登記

監事	森 部 久 仁 一	令和 2年 6月22日重任
		令和 2年 9月 3日登記
監事	森部久仁一	令和 4年 6月27日重任
		令和 4年10月27日登記
監事	森 部 久 仁 一	令和 6年 6月11日重任
		令和 6年11月 5日登記
監事	高 橋 和 <u>久</u>	令和 4年 6月27日就任
		令和 4年10月27日登記
監事	高 橋 和 久	令和 6年 6月11日重任
		令和 6年11月 5日登記
	日財団法人猪之鼻奨学会を名称変	E更し、移行したことにより
пх. У.		平成24年 4月 1日登記
	監事監事	監事 森部久仁一   監事 森部久仁一   監事 高橋和久   監事 高橋和久   平成24年4月1日財団法人猪之鼻奨学会を名称3



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年11月20日 千葉地方法務局 登記官

檜 川 博 昭



事業	自	令和6年4月1日	法人コード	A018871
年度	至	令和7年3月31日	法人名	公益財団法人猪之鼻奨学会

### 就任(又は退任)した理事等の名簿

#### 1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

#### (1)新たに就任した者

( ) 3917010	370 IX 0 /C I								
フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 生年月日		性別			住所
79/17	フッカフ (姓/日)		戊石(姓/石)		非常勤   土十月日		郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
ナカダ	タカアキ	中田	孝明	非常勤	昭和50年1月10日	男	260-0011	千葉県	千葉市中央区亀井町10-35
コウガ	カヲリ	甲賀	かをり	非常勤	昭和45年6月21日	女	113-0033	東京都	文京区本郷5-24-7-601
ヤマザキ	マミ	山崎	真巳	非常勤	昭和38年7月14日	女	260-0033		千葉市中央区春日1-10-6 グランヒ ルズ千葉·春日505号

#### (2)退任した者

ſ	フリギナ	(世 (夕)	<b>エ</b> 夕 (1	サ / 夕 \	常勤生年日日		性別			住所
L	フリガナ	(姓/石)	氏名(	注/ <b>台</b> ) 	非常勤	生年月日 生年月日		郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
	ノムラ	フミオ	野村	文夫	非常勤	昭和25年1月10日	男	264-0033	千葉県	千葉市若葉区都賀の台1-20-11
	イシバシ	マサミ	石橋	正己	非常勤	昭和32年7月11日	男	265-0077	千葉県	千葉市若葉区御成台1-3-9

#### 2.理事

#### (1)新たに就任した者

代表理事就任予定者は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

	フリガナ	ナ(姓/名) 氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	郵便番号	住所 郵便番号 ┃ 都道府県 ┃ 市区町村丁番地等			
アン	ノザイ	ナオヒコ	安西	尚彦	非常勤			101-0013			

#### (2)退任した者

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

1000=	э., т н н	H = 1000 = 3	- 2 - 0 IMB1 - 1		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
7 II +ii +	7リガナ(姓/名) 氏名		氏名(姓/名)		生年月日	性別	住所			代表
79/17	(X±/1 <del>1</del> )	C 台 (X	Œ/ <b>石</b> )	非常勤	土十万口	土力	郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	理事
タキグチ	マサキ	瀧口	正樹	非常勤	昭和30年5月31日	男	274-0824	千葉県	船橋市前原東1-14-17-107	
						·				

#### 3. 監事

#### (1)新たに就任した者

ſ	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 生年月日		性別		住所	
L					非常勤	土十月口	土加	郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
I										
L										
I										
١										

#### (2)退任した者

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤	生年月日	性別	住所		
				非常勤	土十月口		郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等

#### <個人情報の取扱いについて>

認定を受けた後、公益認定が取り消された場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第6条に規定する欠格事由の審査に必要な範囲内で、欠格事由に該当する評議員、理事及び監事の氏名及び生年月日の情報を他の行政庁に提供する場合がありえます。このことにつき、就任予定者の同意を得た上で、記載してください。

事業	自	令和6年4月1日	法人コード	A018871
年度	至	令和7年3月31日	法人名	公益財団法人猪之鼻奨学会

# 理事等の名簿

# 1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ	(姓/名)	氏夕(	 姓/名)	常勤	生年月日	性別	住所		
79717	(XI/TI)	NH(	XI/TI)	非常勤		エカリ	郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
トイダ	トシヒコ	戸井田	敏彦	非常勤	昭和29年6月14日	男	266-0033	千葉県	千葉市緑区おゆみ野南1-31-134
シミズ	エイジ	清水	栄司	非常勤	昭和40年12月28日	男	260-0033	千葉県	千葉市中央区春日1-1-19
タナベ	マサヒロ	田邊	政裕	非常勤	昭和24年1月3日	男	260-0027		千葉市中央区新田町2-22メイツ千 葉 THE MID 404
イトウ	モトユキ	伊藤	素行	非常勤	昭和44年3月22日	男	124-0023	東京都	葛飾区東新小岩5-12-4-303
ナカダ	タカアキ	中田	孝明	非常勤	昭和50年1月10日	男	260-0011	千葉県	千葉市中央区亀井町10-35
コウガ	カヲリ	甲賀	かをり	非常勤	昭和45年6月21日	女	113-0033	東京都	文京区本郷5-24-7-601
ヤマザキ	マミ	山崎	真巳	非常勤	昭和38年7月14日	女	260-0033		千葉市中央区春日1-10-6 グランヒ ルズ千葉·春日505号

# 2.理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

10007	S C 07 II 0	7 1000-13		V 1 C 110+	20 C (7CCV 10					
フリガナ	(姓/名)	氏夕()	姓/名)	常勤	生年月日	性別			住所	代表
29737	(XI/TI)	KH(	XI/ TI /	非常勤	工千万口	エカリ	郵便番号 都道府県		市区町村丁番地等	理事
シラサワ	ヒロシ	白澤	浩	非常勤	昭和32年1月27日	男	284-0326	千葉県	四街道市つ〈し座1-21-20	レ
ウエノ	コウイチ	上野	光一	非常勤	昭和24年2月5日	男	262-0026	千葉県	千葉市花見川区瑞穂2-1-1-5 -602	
ヤマグチ	ナオト	山口	直人	非常勤	昭和30年3月24日	男	260-0042	千葉県	千葉市中央区椿森1-26-3	
イチカワ	トモヒコ	市川	智彦	非常勤	昭和34年11月21日	男	260-0002	千葉県	千葉市中央区旭町5-8-302	
スワゾノ	ヤスシ	諏訪園	靖	非常勤	昭和45年2月6日	男	263-0031	一世巴	千葉市稲毛区稲毛東4-5-1- 944	
アンザイ	ナオヒコ	安西	尚彦	非常勤	昭和40年2月1日	男	101-0013	東京都	三鷹市下連雀8-5-5-604	

# 3.監事

フリギナ	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 生年月日		住所		
79117	(姓/石)	戊台(:	百(姓/石)   非常勤   王年月日		性別	郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	
モリベ	クニカズ	森部	久仁一	非常勤	昭和42年11月6日	男	260-0022	千葉県	千葉市中央区神明町251-1-506
タカハシ	カズヒサ	高橋	和久	非常勤	昭和25年11月14日	男	275-0028	千葉県	習志野市奏の杜2-3-2-2421

### 4. 備考

事業	自	令和6年4月1日	法人コード	A018871
年度	至	令和7年3月31日	法人名	公益財団法人猪之鼻奨学会

# 役員等名簿

# 1.評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ	(姓/名)	氏名(	姓/名)	常勤 非常勤
トイダ	トシヒコ	戸井田	敏彦	非常勤
シミズ	エイジ	清水	栄司	非常勤
タナベ	マサヒロ	田邊	政裕	非常勤
イトウ	モトユキ	伊藤	素行	非常勤
ナカダ	タカアキ	中田	孝明	非常勤
コウガ	カヲリ	甲賀	かをり	非常勤
ヤマザキ	マミ	山崎	真巳	非常勤

# 2.理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ	(姓/名)	氏名(	姓/名)	常勤 非常勤	代表 理事
シラサワ	ヒロシ	白澤	浩	非常勤	レ
ウエノ	コウイチ	上野	光一	非常勤	
ヤマグチ	ナオト	ЩΠ	直人	非常勤	
イチカワ	トモヒコ	市川	智彦	非常勤	
スワゾノ	ヤスシ	諏訪園	靖	非常勤	
アンザイ	ナオヒコ	安西	尚彦	非常勤	

# 3.監事

フリガナ	(姓/名)	氏名(	常勤 非常勤	
モリベ	クニカズ	森部	久仁一	非常勤
タカハシ	カズヒサ	高橋	和久	非常勤

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A018871
	至	令和7年3月31日	法人名	公益財団法人猪之鼻奨学会

令和6年11月25日

確認書

千葉県知事

熊谷 俊人

殿

法人の名称

公益財団法人猪之鼻奨学会

代表者の氏名 白澤 浩

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第13条に規定する変更の届出をするに際し、当法人は、下記1、下記2及び下記3の事項のうち、変更に係るものについて確認しました。

記

- 1 認定法第5条第10号及び第11号に規定する公益認定の基準に適合していること。
- 2 認定法第6条第1号イから二までに規定する欠格事由に該当しないこと。
- 3 認定法第6条第2号、第3号及び第6号に規定する欠格事由に該当しないこと。

#### 確認書の提出に当たっての注意事項

確認書に係る公益認定の基準及び欠格事由の関連条文及びその内容は下記のとおりです。 確認書の提出に当たっては、下記の公益認定の基準に適合していること及び欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

記

1 - 1 (親族等である理事又は監事の合計数の制限)

認定法第5条第10号

各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と認定法施行令第4条で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

1-2 (相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数の制限)

認定法第5条第11号

他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

2-1 (理事、監事及び評議員の欠格事由)

認定法第6条第1号イ、ロ、ハ、ニ

理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 公益法人が認定法第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において 、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該公益法人の業務を行う理事であった 者で、その取消しの日から5年を経過しない者
- (2) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から5年を経過しない者
  - ・ 認定法の規定に違反したこと
  - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反したこ
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したこと
  - ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2第1 項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
  - ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
  - ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日か ら5年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「 暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 3-1 (公益認定取消履歴)

認定法第6条第2号

認定法第29条第1項又は第2項の規定による公益認定の取消しの日から5年を経過していない。

3-2 (定款又は事業計画書の内容の法令等違反)

認定法第6条第3号

定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反している。

3-3 (暴力団員等による事業活動の支配)

認定法第6条第6号

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配している。

**レ : 確認しました**